

三好市「旧東祖谷山村」における文書調査

地方史班（徳島地方史研究会）

金原 祐樹*¹ 松下 師一*² 森 千枝*¹ 大柴せつ子*³

要旨： 地方史班による三好市「旧東祖谷山村」における文書調査の概要として、旧祖谷山政所喜多家文書、東祖谷総合支所所蔵文書、旧阿佐名名主阿佐家文書、東祖谷歴史民俗資料館所蔵文書の4つの文書の調査方針及びその概要を記した。個別報告として、東祖谷総合支所6階書庫所蔵公文書の目録及び目録化の方法、さらに簿冊ごとの解説を行うとともに、三好市東祖谷総合支所所蔵の「明治16年各町村役所往復編輯」という簿冊の件名目録を掲載し、戸籍関係・徴税関係に分けて、明治16年当時の町村役場間での書簡（情報）のやりとりに着目し、その実体を示した。

キーワード： 旧祖谷山政所喜多家文書、東祖谷総合支所所蔵文書、旧阿佐名名主阿佐家文書、東祖谷歴史民俗資料館所蔵文書、公文書

1. 調査の概要

1) 三好市「旧東祖谷山村」の歴史的変遷

「旧東祖谷山村」は、三好市南東部の四国山地区に位置しており、東端には県内最高峰の剣山があり、県内で最も山深い地区の一つである。東祖谷山村は平成18年3月1日、旧三好郡内の5ヵ町村と合併し三好市の一部となったばかりである。調査の拠点となった旧東祖谷山村役場も三好市東祖谷総合支所となったところである。江戸時代は美馬郡に属し、「旧西祖谷山村」とともに祖谷山に含まれていた。「旧東祖谷山村」は祖谷山東分と呼ばれることもあり、「阿波志」などでは、菅生・久保・西山・落合・奥井・栗枝土・下瀬・大枝・阿佐・釣井・今井及び小祖谷（「旧西祖谷山村」に含まれる。）の12名があったとされている。このうち中央部にある祖谷川沿いの落合は平成17年伝統建造物群保存地区となり、その保存計画がなされている。

2) 調査の方針と概要

まず、事前調査を行い、支庁舎の地下と6階に公文書庫があり一部古い公文書が残されていること、旧村立歴史民俗資料館に阿佐家文書外の古文書と一部公文書を展示していること、がわかった。また、1970年刊行の『徳島県史料所在目録第2集（三好郡）』（徳島県立図書館）（以下『所在目録』）には、東祖谷山村として21件の史料を掲載しているが、それらは全て、阿佐の阿佐利昭氏が所蔵している史料と記載されている。阿佐家文書には、明治期の東西祖谷山の図面をはじめ、美馬三好郡代であった三間勝蔵宛の書簡、元禄13年（1700）阿佐名の反高指出帳などさまざまな資料が含まれることがわかっている。

そこで、調査にあたり次の4点の方針を立てることとした。

（1）上記『所在目録』の阿佐家文書の調査を実施し、所在目録記載の古文書を確認し、目録の作

* 1 徳島県立文書館職員 * 2 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館職員 * 3 徳島県立城北高校

成とデジタルカメラによる主要文書の撮影を行うこと。

(2) 三好市東祖谷山総合支所に所蔵されている公文書の内、昭和30年以前の公文書の目録を作成し、あわせて明治期の公文書の一部はデジタルカメラによる撮影を行うこと。

(3) 旧村立歴史民俗資料館の所蔵資料の目録を作成し、一部はデジタルカメラによる撮影を行うこと。

(4) その他史料所蔵者に情報提供をお願いし、広く東祖谷における古文書の新規発見を目指す。

3) 調査の概況

(1) 喜多家文書 (祖谷山^{まどろ}政所)

喜多家は、近世期には祖谷山全てを統括する政所として京上にあったが、現在は家のみが大枝に移築され残されている(写真1)。古文書としては、展示用にふすまの下張りなどが一部残されているのみである。展示ケースから出してみると江戸末期から明治期にかけての文書であり、デジタルカメラでの撮影を行った。

(2) 三好市東祖谷総合支所所蔵公文書

三好市東祖谷総合支所には、地下書庫と6階書庫に分かれて公文書が所蔵されている。地下書庫では、明治から昭和30年(1955)までの公文書180冊を確認し、「明治6年(1873)御布告日誌」「明治16年(1883)各町村役所往復編集諸務書類」などの公文書を撮影した。地下書庫の公文書は、土地台帳が大部分を占めるが、少々注目し値する史料を抜き出してみる。「明治12年(1879)神社明細帳」「明治6年(1873)御布告日誌」「明治16年(1883)各町村役所往復編集諸務書類」などの明治期の簿冊類。「昭和13年以降 勲章・記章・年金扶助料一時賜金等ニ関スル綴」「戦歿軍人ニ関スル綴」など昭和13年(1938)から昭和21年(1946)にかけての東祖谷山における軍人・復員などに関する簿冊。「昭和27年(1952)起電源開発に関する綴」を始めとする水力発電による電源開発に関する簿冊などが挙げられる。明治期の公文書が貴重であることは当然であるが、その後の公文書も合併して市町村名からは消えてしまった東祖谷山村の実体や存在を示す史料であり、その保存を強く望みたい。「明治16年(1883)各町村役所往復



写真1 武家屋敷 喜多家住宅

編集諸務書類」の簿冊については、別項を立てる。

6階の書庫では、明治期の公文書18冊と明治22年(1889)の簿冊バラ(71丁)を確認、「明治42年(1909)神社併合ニ関スル協定書綴」などを撮影した。6階書庫の公文書については別項を立てる。

(3) 阿佐家文書 (阿佐名^{みょうしゅ}主^{ごうしかく}, 郷士格)

阿佐氏のお宅に直接うかがい、ひとつの木箱に納まった古文書を見せていただいた。『所蔵目録』と原文書を直接比較し検討することができた。40点の文書を確認することができ、『所蔵目録』21件の文書の内18件を確認することができた。

(4) 東祖谷歴史民俗資料館収蔵文書

最後に、東祖谷歴史民俗資料館収蔵文書の調査を行い目録作成を行った。阿佐家文書を3点確認し、撮影を行った。これにより、『所蔵目録』にある阿佐家文書は全て確認することができた。阿佐家文書については特別寄稿として別稿にまとめた。

また、阿佐家・喜多家・三好市東祖谷総合支所の方々には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(金原 祐樹)

2. 近代公文書の調査・整理と簿冊の復元

1) 三好市東祖谷総合支所6階書庫の公文書について

近年、地方自治体（都道府県庁、市区役所・町村役場、またその支所・出先機関等）に遺る公文書が、当該地域の歴史を物語る史料として高く評価されている。役所の中で政策立案や行政執行のために作成される公文書は、地域の日常やその時々^{のこ}の課題を書き留める同時代史料であり、それが後世に遺ることによって、地域の貴重な歴史資料になる。

2006年2月28日、いわゆる「平成の大合併」によって「東祖谷山村」は閉村し、翌3月1日から新しい「三好市」の一地域となったが、旧役場（三好市東祖谷総合支所）地階と6階の書庫には、明治維新时期以降の「村政」に関する多くの公文書が遺っている。それら公文書は、往時の「東祖谷山村」を記憶するタイムカプセルであり、それを紐解くことによって、かつての村の姿は歴史叙述の中に生き活きと甦るのである。

この項では、総合支所6階の書庫に遺る貴重な公文書の中から、明治時代の公文書全点を目録で紹介するとともに、綴じ紐の欠損によって丁が散乱した簿冊の復元方法^{ちよう}について、その成果と課題を簡単にレポートしたい。

2) 6階書庫公文書（明治時代文書）の目録化

総合支所6階の書庫は、主に旧「東祖谷山村議会」に関する公文書が収蔵されており、明治から平成に至る議会議事録・訴願綴り・陳情書綴り等々が整然と配架されている（写真2）。そうした書架の一角に、ひととき茶褐色に古びた背表紙の並ぶ棚があり、そこが明治～大正～昭和初期の公文書のスペースであることがわかる（写真3）。

ここでは、このうち明治時代の公文書を対象^{しつ}に悉皆調査することとし、その全点を資料整理カードに記録したうえで、別掲のような一覧目録に集約した（表1①～④）。

なお、目録作成に当たっては、下記の7点に留意したので、あらかじめ参照のうえ閲覧してほしい。

(1) 悉皆調査の対象は、明治時代の公文書に限り、簿冊ごとを基本とした。ただし、落丁・断簡^{だんかん}



写真2 6階書庫公文書



写真3 貴重な明治～大正～昭和初期の公文書

については、丁・一紙・綴りごとにカードに記録した。

(2) 番号については、過去の整理において附された番号を使用した。ただし、当該公文書は、過去において2度ほど調査・整理された経緯があると思われ、漢数字の番号（「五六」「九五」など）と算用数字の番号（「15」「17」など）が附されていた。今回の調査では、より新しい時期の整理によると思われる後者（算用数字）を文書番号と定め、前者（漢数字）を参考までに「旧番号」として注記した。なお、文書番号・旧番号ともに欠番があり、番号は連続していない。また、いずれか片方の番号が欠けている簿冊、或いは両方が欠けている簿冊があった。

(3) 標題については、簿冊の表紙に記されたままとしたが、補足事項がある場合は（ ）に注記

した。欠損部分は [] とした。

(4) 年代については、簿冊の表紙に記されたままとしたが、補足事項がある場合は () に注記した。欠損部分は □ とした。なお、利便性を考慮して、西暦を補った。

(5) 寸法については、センチメートル単位で小数点以下1位(ミリメートル)まで測り、綴じを「縦」として、縦×横×背幅と表記した。

(6) 作成者については、簿冊の表紙等に記されたままとしたが、補足事項がある場合は () に注記した。欠損部分は [] とした。ただし、落丁・断簡の一群については、丁・一紙・綴りごとに内容を確認し、作成主体と思われる者を記入した。なお、作成主体が複数ある場合には、「外～名」とした。印は、丸印をⓄ、方印(角印)を[印]とした。

(7) 公文書の汚損その他、注記が必要と思われる事項は「備考」欄に記した。

3) 目録の分析と考察

当該公文書は、主に旧「東祖谷山村議会」関係文書を収蔵する6階書庫にあるものの、必ずしも議会に関する公文書ばかりではない。

明治18年(1885)の「県庁郡役所指令簿」(文書番号19番/写真4)や明治24年(1891)の「^{かつからいかん}県庁各部郡役所各科来翰」(同25番)など、徳島県庁・美

馬郡役所との照会・回答文書が含まれている。これら公文書は、東祖谷地域の歴史資料として貴重であるだけでなく、戦災で書庫が罹災して明治時代の公文書の多くを焼失した徳島県庁の行政史や、大正時代に廃止されてその業務の多くが判然としない郡役所の歴史を研究するうえでも貴重である。

明治42年(1909)の「神社併合ニ関スル協定書綴」(文書番号なし/写真5)は、近代国家神道の時代における地域社会と氏神との関係、また村役場(地方自治体)と神道との関係を研究するうえで興味深い史料である。

もちろん議会に関する公文書(簿冊で7冊)も重要である。なかでも明治13年(1880)～明治24年(1891)の「村会決議録」は、明治22年(1889)の市町村制成立前後の議会・地方自治の変遷がわかる貴重な史料である。また、明治32年(1899)の「県郡会議員ニ関スル書類」は、県庁行政史・郡役所の歴史研究のための史料としても、内容の精細な調査が期待される。

4) 落丁・散逸簿冊(文書番号23番)の復元について

今回の調査に着手するにあたり、大きな課題となったのが、綴じ紐の欠損によって丁が散乱してしまった公文書簿冊の扱いであった。調査方針として簿冊の復元を念頭に置き、散乱して数枚の綴りと



写真4 明治18年「県庁郡役所指令簿」(文書番号19)

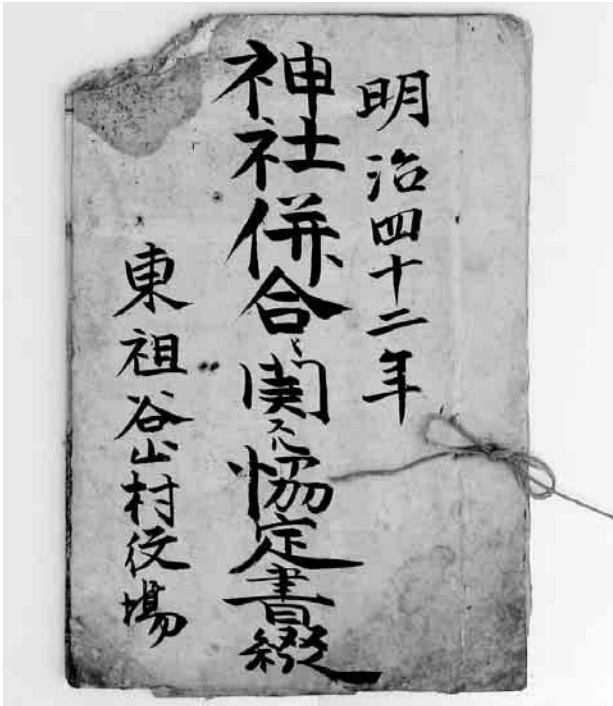


写真5 「神社併合ニ関スル協定書綴」(文書番号なし)

なった史料も、また1枚の落丁となった史料(写真6)も、全点史料カードを作成した。

これにより、綴り・落丁ごとの内容と作成年月日が判明し、それらを日付順に並べ直して精査したところ、2点(目録④文書番号不明の断簡)を除いて明治22年(1889)の照会回答に関する1冊の簿冊(文

書番号23番)を形成する(復元できる)史料群であろうことが判明した。

目録の②として、復元した文書番号23番の内容を掲げる。結果として、文書番号23番の簿冊に関する詳細な件名目録を作成することができた。なお文書番号には、カードごと(件名ごと)に時系列(年月日順)で枝番号を補記した。

課題としては、文書番号23-2が前年(明治21年)の史料であることと、同23-68~71に月日等の記載がないことが挙げられる。恐らく前者は、文書番号23-3以降いずれかの添付資料であるのだろうが、現状では判然としない。やむなく時系列の原則に従って、表紙の次の位置に入れた。また後者のうち文書番号23-68と69は、月日の記載がない以上、史料の並び順は不明である。文書番号23-70は同23-15と、文書番号23-71は同23-13もしくは同23-24と関連があると考えられるが、史料の並び順を確定するには至らなかった。したがって目録の末尾に入れることにした。

(森 千枝・松下 師一)

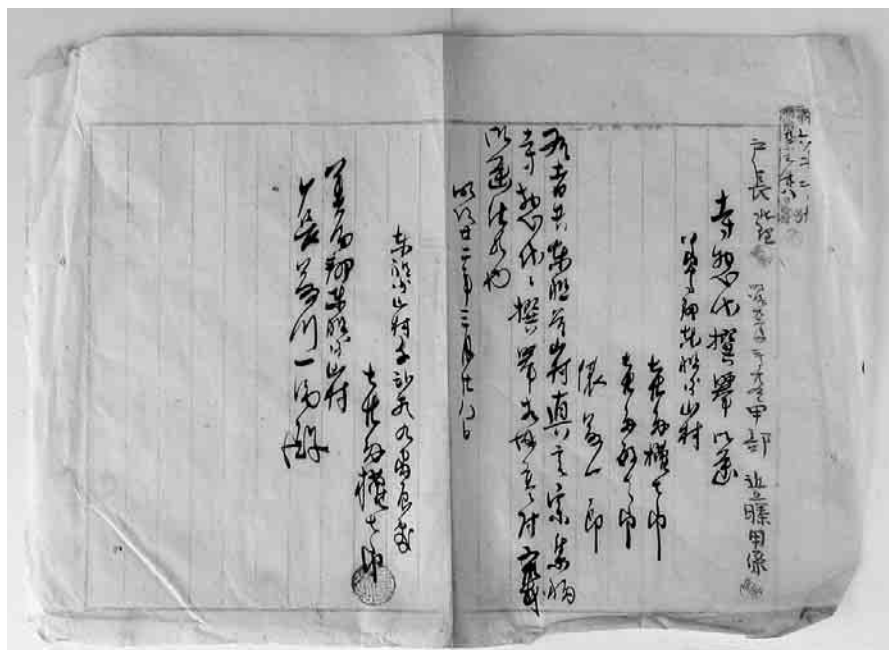


写真6 落丁公文書の事例(文書番号23-5番)

表1 三好市東祖谷総合支所6階書庫公文書(明治時代文書)目録

①文書番号の有る簿冊

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西暦 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|-----|-----------------------|-------------|-----------|-------------------|---------------------|----------------------|
| 15 | — | 用掛へ相達候大意(表紙欠・御布告類差出控) | (明治5年壬申) | (1872) | 25.0×17.0 ×2.5 | (美馬郡祖谷山) | 表紙欠 水損あり |
| 17 | 五六 | 諸伺控稿 例規 永久(永久) | 明治12年 | 1879 | 25.0×16.8 ×3.5 | 美馬郡東祖谷山村 郵役所 [印] | [印]は「高知県美馬郡東祖谷山村役所印」 |
| 18 | 九五 | 諸奥書留置 | 明治14年1月 | 1881 | 24.8×17.5 ×1.8 | 東祖谷山村役処 | |
| 19 | 一四 | 県庁郡役所指令簿 | 明治18年 | 1885 | 24.5×17.0 ×5.0 | 東祖谷山村役所 | |
| 22 | — | 命令原稿簿 | 明治20年 | 1887 | 24.5×17.5 ×0.5 | 東祖谷山村役場 | 落丁ありカ |
| 24 | — | 願伺品申 [] | 明治24年1月 | 1891 | 17.0×24.5 ×4.0 | (美馬郡東祖谷山村役場) | |
| 25 | — | 県庁各部郡役所各科来翰 | 明治24年1月 | 1891 | 25.0×17.0 ×3.5 | 美馬郡東祖谷山村役場 | 水損 |
| 26 | 五 | 明治三十二年県郡会議員ニ関スル書類 | 明治32年 | 1899 | 24.5×17.0 ×3.5 | 美馬郡東祖谷山村役場 | |
| 30 | 二六 | (議会及訴願書) [] 類 | 明治39年 | 1906 | 27.0×20.0 ×4.0 | (東祖谷山村役) [] 場 | |
| 31 | 一八九 | (郡役所カ) [(水損)] 往復書綴 | 明治39年6月 | 1906 | 25.5×16.6 ×5.0 | 東祖谷山村役場 | |
| 34 | — | 日用記録 | 明治4□年 | — | 24.5×16.5 ×5.5 | 頭師助役 | |
| 35 | — | 村会議員出勤簿 | 自明治44年4月至□ | 1911 | 28.0×19.8 ×2.3 | 東祖谷山村会 | |
| 36 | 二四 | 議会及訴願書類 | 明治44年 | 1911 | 24.9×17.0 ×2.0 | 東祖谷山村役場 | |
| 37 | 五一 | 議会及訴願ニ関スル例規綴 | 自明治45年至大正5年 | 1912~1916 | 24.6×17.4 ×3.8 | 美馬郡東祖谷山村役場 | |

②文書番号23番の簿冊(件名目録)

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西暦 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|---------|-------------------------|--------------------|--------------|-----------|---|------------------------|
| 23 | 1 六五 | 照会回答申報問合原稿綴(表紙のみ) | 明治22年1月 明治23年1月 | 1889 1890 | 25.0×17.5 | 県庁各部美馬郡郡役所各科東祖谷山村役所 | 落丁 |
| 23 | 2 (六五) | 代納人御届 | 明治21年1月28日 | 1888 | 24.0×16.4 | 徳島県三好郡東井川村 地主 仁尾徳二郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 3 (六五) | 当東祖谷山村元井名(管理者解職願) | 明治22年1月21日 | 1889 | 25.3×17.0 | 東祖谷山村字元井名 墓地管理者 中本政太郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 4 (六五) | 伍長御差据之義ニ付手続上申 | 明治22年2月13日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村菅生名 惣代 樽岩次郎 [㊤] 外3名 | 落丁 |
| 23 | 5 (六五) | 寺惣代撰挙御届 | 明治22年3月28日 | 1889 | 25.0×17.0 | 東祖谷山村 喜多権七郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 6 (六五) | 当東祖谷山村(辞職御願) | 明治22年4月2日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村若林名 伍長 坂本松太郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 7 (六五) | 当東祖谷山村(伍長解職之義ニ付願) | 明治22年4月12日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 栗枝渡名 伍長 村上政太郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 8 (六五) | 土地台帳訂正之義ニ付御届 | 明治22年4月14日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 喜多新一郎 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 9 (六五) | 土地台帳訂正之義ニ付御届 | 明治22年4月14日 | 1889 | 24.2×16.8 | 美馬郡東祖谷山村 平西市太郎 [㊤] 外1名 | 落丁 |
| 23 | 10 (六五) | 土地台帳訂正之義ニ付御届 | 明治22年4月14日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 梶浦袈裟次 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 11 (六五) | 当東祖谷山村邨麦生土名伍長(伍長改選ニ付御届) | 明治22年4月19日 | 1889 | 24.7×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 平民 惣代 中石直右衛門 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 12 (六五) | 検視 御届 | 明治22年4月24日 | 1889 | 24.2×17.0 | 上野留次 [㊤] | 落丁 |
| 23 | 13 (六五) | 美馬郡学区釣井簡易小学校建築之儀ニ付答申 | 明治22年4月28日 | 1889 | 24.6×16.8 | 東祖谷山村字上大寺名 竹本氏之助 [㊤] 外2名 | 落丁 |
| 23 | 14 (六五) | 証明願 | 明治22年5月6日 | 1889 | 24.5×16.8 | 美馬郡東祖谷山村字菅生名 中恵平吉 | 落丁 |
| 23 | 15 (六五) | 御届(神風度会講社信徒結成掛員出張について) | 明治22年5月20日 | 1889 | 24.5×16.8 | 白川恒三郎 [㊤] | 落丁 名刺「松村和惣治代理 白川恒三郎」貼付 |
| 23 | 16 (六五) | 簿面写下付願 | 明治22年5月22日 | 1889 | 24.8×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 平民 西井留次 [㊤] | 落丁 |

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西曆 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|-----|---|-------------|------|-----------|--|----|
| 23 | 17 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 5月22日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 平民 好中袈袞志 | 落丁 |
| 23 | 18 | (六五) 小作地子不納スルニ付御説諭 | 明治22年 6月10日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 尾形鶴藏 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 19 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 6月20日 | 1889 | 24.8×17.8 | 美馬郡東祖谷山村 長尾金藏代理 細川金藏 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 20 | (六五) 当管村菅生名伍長 (辞職御願) | 明治22年 7月 4日 | 1889 | 24.6×16.8 | 美馬郡東祖谷山村菅生名 伍長 井上文作 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 21 | (六五) 戸籍面写御下附願 | 明治22年 7月 5日 | 1889 | 24.8×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 小椋佐吉 [印] | 落丁 |
| 23 | 22 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 7月15日 | 1889 | 24.3×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 前田速之助 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 23 | (六五) 御答 | 明治22年 7月16日 | 1889 | 24.5×16.5 | 東祖谷山邨字久保 伍長 加美藤太 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 24 | (六五) 釣井簡易小学校新築仕金工事に 関する御請書 | 明治22年 7月20日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村今井名 井上倉次 外7名 | 落丁 |
| 23 | 25 | (六五) 当管村檜尾名伍長 (伍長改撰御届) | 明治22年 7月22日 | 1889 | 24.8×16.9 | 美馬郡東祖谷山村字檜尾 惣代 小松喜賀藏 [㊦] 外2名 | 落丁 |
| 23 | 26 | (六五) 乞下御届 | 明治22年 7月25日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 上中字次郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 27 | (六五) 当管村平民 (結婚願之義ニ付身元 御保証願) | 明治22年 7月26日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 親戚 阿佐健三郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 28 | (六五) 家督相続人御証明願 | 明治22年 8月 5日 | 1889 | 25.0×17.0 | 新居熊作 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 29 | (六五) 財産処分之義ニ付上申 | 明治22年 8月16日 | 1889 | 25.0×17.5 | 東祖谷山村協議委員 西袈袞治郎 [㊦] 外45名 | 落丁 |
| 23 | 30 | (六五) 戸籍面写下付御願 | 明治22年 8月20日 | 1889 | 25.0×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 平民 谷口貞平 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 31 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 8月21日 | 1889 | 24.5×16.0 | 美馬郡東祖谷山邨 滝川貞藏 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 32 | (六五) 雨害荒地反別御届 | 明治22年 8月25日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山邨 依藤十郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 33 | (六五) 病氣届 | 明治22年 8月30日 | 1889 | 24.3×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 向井槌太 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 34 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 9月 5日 | 1889 | 24.5×16.8 | 美馬郡東祖谷山邨 平民 福島清次郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 35 | (六五) 家督相続人御証明願 | 明治22年 9月16日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 平民 東川喜代松 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 36 | (六五) 代納人御届 | 明治22年 9月18日 | 1889 | 24.5×16.8 | 美馬郡西祖谷山村 吉岡宇吉 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 37 | (六五) 戸籍面下付願 | 明治22年 9月18日 | 1889 | 24.6×16.5 | 美馬郡東祖谷山邨 榮安藏 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 38 | (六五) 戸籍面写下付願 | 明治22年 9月22日 | 1889 | 24.5×17.0 | 東祖谷山村 谷口伴次 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 39 | (六五) 戸籍面下付願 | 明治22年 9月27日 | 1889 | 24.6×16.8 | 東祖谷山村 平民 三木茂平 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 40 | (六五) 身元御保証下付願 | 明治22年 9月28日 | 1889 | 25.0×17.5 | 美馬郡東祖谷山村 梶元辰藏 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 41 | (六五) 承諾書 | 明治22年 9月28日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 依藤一郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 42 | (六五) 戸籍面下付願 | 明治22年 9月30日 | 1889 | 25.0×16.6 | 美馬郡東祖谷山邨 平民 小椋声多郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 43 | (六五) 戸籍面下付願 | 明治22年10月 7日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 西井留次 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 44 | (六五) 代納人御届 | 明治22年10月12日 | 1889 | 22.3×14.8 | 徳島県美馬郡西祖谷山邨 地主 宮田清之 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 45 | (六五) 地処境界御取調之義ニ付上申 | 明治22年10月18日 | 1889 | 24.8×17.5 | 美馬郡半田村大字半田口山 惣代 東尾多平 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 46 | (六五) 御届 | 明治22年10月22日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山邨 西山房一 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 47 | (六五) 身元保証書下付願 | 明治22年11月 2日 | 1889 | 24.6×16.8 | 美馬郡東祖谷山村 西井雪太 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 48 | (六五) 公状遺失ニ付手続上申 | 明治22年11月 4日 | 1889 | 24.3×17.0 | 旧東祖谷山村小使 喜多藤四郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 49 | (六五) 身元御保証下付願 | 明治22年11月 6日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 西村浅次郎 [㊦] | 落丁 |
| 23 | 50 | (六五) 明治二十二年度第二期税及地方税 連合町村費協議費并ニ同年度地方 税追徴共不納之義ニ付手続上申 | 明治22年11月20日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 梅平八次郎 代人 廣沢初太 [㊦] | 落丁 |

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西暦 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|---------|---|-------------|--------|-----------|--|--------|
| 23 | 51 (六五) | 氏姓異動訂正之御届 | 明治22年11月20日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 西川留太 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 52 (六五) | 地券御届方遅延ニ付手続上申 | 明治22年12月4日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 上本善吉 [印] | 落丁 |
| 23 | 53 (六五) | 後見人証明証下附願 | 明治22年12月7日 | 1889 | 24.8×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 山口勘次郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 54 (六五) | 家督相続人御証明願 | 明治22年12月9日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 中江希太郎 後見人 大脇兼太郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 55 (六五) | 後見人証明願 | 明治22年12月9日 | 1889 | 24.5×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 大脇兼太郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 56 (六五) | 家督相続人御証明願 | 明治22年12月9日 | 1889 | 25.0×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 喜多卯十郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 57 (六五) | 家名相続人御証明願 | 明治22年12月9日 | 1889 | 24.5×16.7 | 美馬郡東祖谷山村 栄安蔵 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 58 (六五) | 家名相続人証明願 | 明治22年12月9日 | 1889 | 24.3×17.0 | 美馬郡東祖谷山村 谷口伴次 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 59 (六五) | 後見人証明証 | 明治22年12月11日 | 1889 | 24.6×16.8 | 美馬郡東祖谷山村 栄安蔵 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 60 (六五) | 戸籍面写下附願 | 明治22年12月13日 | 1889 | 24.5×16.7 | 美馬郡東祖谷山村 宋本清太郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 61 (六五) | 諸税上納金取調書入用之義ニ付願 | 明治22年12月13日 | 1889 | 23.0×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 菅生紋太 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 62 (六五) | 戸籍面写下附願 | 明治22年12月13日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 門平銀次郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 63 (六五) | 身元証書下附願 | 明治22年12月20日 | 1889 | 24.2×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 美谷文左衛門 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 64 (六五) | 身元証書下附願 | 明治22年12月20日 | 1889 | 24.5×16.2 | 美馬郡東祖谷山村 栗下佐平 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 65 (六五) | 証 (手紙受取書) | 明治22年12月22日 | 1889 | 24.0×16.8 | 喜多新市郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 66 (六五) | 家督相続人御証明願 | 明治22年12月22日 | 1889 | 24.5×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 田中宮市 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 67 (六五) | 管理者改選ニ付御届 | 明治22年12月29日 | 1889 | 24.2×16.8 | 美馬郡東祖谷山村 新居孫市 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 68 (六五) | 家督相続人御証明願 | 明治22年 | 1889 | 25.0×16.5 | 美馬郡東祖谷山村 谷口クマ [㊟] | 落丁 |
| 23 | 69 (六五) | 家督相続人御証明願 | 明治22年 | 1889 | 25.0×16.8 | 美馬郡東祖谷山村 瀧脇千五郎 [㊟] | 落丁 |
| 23 | 70 (六五) | (名刺) 権中講義 河瀬紋吉 大成教八坂教会信徒奨励兼官弊中 社八坂神社神符授与之為出張員 | — | — | 9.0×4.5 | | 名刺 |
| 23 | 71 (六五) | 美馬郡学区釣井簡易小学校新築木 目録 (材木入札に関する協議) | — (明治22年カ) | (1889) | 25.0×16.5 | | 落丁, 2丁 |

③文書番号の無い簿冊

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西暦 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|-----|--------------------------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|--------------|
| — | — | 地租改正法(表紙欠・地租関係及び 明治三十二年人民諸願伺届上申綴) | 明治6年7月～明 治32年 | 1873～ 1899 | 24.5×17.0 ×2.5 | 美馬郡東祖谷山村役場 | 表紙欠 水損 あり |
| — | 三 | 村会決議録 | 自明治13年至同 明治24年 | 1880～ 1891 | 27.0×19.0 ×7.0 | 東祖谷山村役所 | |
| — | 一五 | 議会及訴願ニ関スル書類 | 自明治39年至明 治43年 | 1906～ 1968 | 24.5×17.0 ×5.5 | (美馬郡東祖谷山村) | |
| — | — | 神社併合ニ関スル協定書綴 | 明治42年 | 1909 | 24.5×16.5 ×0.3 | 東祖谷山村役場 | |

④文書番号不明の断簡

| 文書番号 | 旧番号 | 標題 | 年代 | 西暦 | 寸法 | 作成者 | 備考 |
|------|-----|-------------------|----------|------|-----------|----------------|---------------------------------------|
| — | — | 県庁御達 (表紙のみ) | 明治9年 | 1876 | 19.6×13.5 | 第六大区七小区 東戸長 | 表紙のみ |
| — | — | 県庁御達 例規 永久 (表紙のみ) | 明治9年1月ヨリ | 1876 | 20.2×13.6 | 第六大区七小区 東戸長[印] | 表紙のみ [印] は「名東県第六 大区第七小区 東之印」 |

3. 「各町村役所往復編輯^{へんしゅう} 諸務書類永久東祖谷山村役處」について

1) 資料について

本史料は、明治16年(1883)に東祖谷山村役所と他村役所間とで交わされた往復書簡綴であり、日付順に綴じられている。件名表を後に掲げる。件数は計52件、なかに地方税切符1枚が含まれている。

発信・来信別では、発信が計20件、宛先として、西祖谷山村10、一字奥山2、一字口山、半田口山、岩倉、落合の各村宛が1件ずつで美馬郡内他村宛が計16件、ほかに三好郡西ノ庄村、同井ノ谷村、脇町戸長、警察の祖谷分署、海部郡北川村外3ヶ村、高知県香美郡芳野村の宛が1件ずつある。来信は計28件、発信元として、西祖谷山村役所7、木屋平村役所4、半田口山と一字口山が各2、半田村、菅生村、東端山村^{ひがしはばやま}が各1件と美馬郡内他村が18件、ほかに脇町戸長4、徳島県勸業課、納人個人、長尾書記、海部郡北川村外三ヶ村戸長、高知県安芸郡野根村、同県香美郡徳岡村から各1件ずつである。隣村の西祖谷山村との往復書簡が多いが美馬郡内・海部郡・県境をまたいで高知県に広がっており、当時の村の交流範囲を知ることができる。

内容は、戸籍関係15、税徴収12、戸長会10件の順で、ほか諸営業帳簿関係3件、警察の鑑札、無届け他村稼ぎ、地籍、地所名居、学資金、軍籍が各1件と多岐にわたっている。以下、主たる内容を項目別に列挙し、内容を検討してみたい。(各項目の最後のナンバーは件名表の番号である)

2) 戸籍関係について

(1) 「西祖谷山村旧棟付^{すわ}居り孫之丞子孫の件。文化13年(1876)棟付改めで東祖谷山村菅生名に居住有無について調査があったが、子孫が確かにいて、文久4年(1864)に字宮久保の百姓から地所引き渡し書面を差し上げ済みである事を報告」(No.2)。

(2) 「当村から一字口山村へ養子嗣子となった男性の送籍証に村の割印と籍面写しの見届印がないので至急整えて送ってほしい」。(No.12)。これに対して、すぐ処置されている(No.13)。同様、送籍証不備の連絡とその回答が2件ある(No.44・

45)(No.28)。

(3) 「一字奥山の女性が東祖谷山村男性へ同居の旨の転籍届出が出され送籍したが、数十日も経つのに回答がなく支障をきたしている」(No.42)。これに対する回答として「同女性について親戚内で苦情が出ていたので回答が遅くなった」(No.43)とある。

(4) 「戸長が郡役所へ出頭、戸籍統計表の記載方法を郡書記より説明。用紙は美濃紙半枚で、各戸長へ配布されたが、受け取りそこなったので余りがあれば送ってほしい」(No.9)。

(5) 「当村から高知県香美郡芳野村へ養子にいった男性が離縁になり送籍証が送られた。実父へ息子の復籍届出を提出するよう何度も達したが、養子先から実父へ示談をするよう取りはからってほしい」(No.24)。この件は実父より返籍不服申し立て上申書が出されている(No.25)。

(6) 「東祖谷山落合村の女性が高知県香美郡徳岡村の男性に内縁のまま移り住んでいる。速やかに送籍手続きを行うよう女性の実父へ説諭してもらいたい」(No.46)。との依頼。

以上、村内に地所を持つ者に対しそのルーツを旧棟付帳までさかのぼって確認したり、送籍の事務手続き不備の連絡、戸籍統計表作成方法、県外へ縁づいている者についての照会や返籍の示談依頼等が来ている。こうしたやりとりにより、近村との人の出入りを知ることができる。さらに明治4年(1871)の戸籍法にもとづき、明治5年(1872)、壬申戸籍が編制されたが、東祖谷山村においても戸籍の緻密な整備が終わり、運用されている様子が伺える。また、特筆すべき書簡も見受けられた。「高知県安芸郡野根村から、国民軍籍徴用につき、徴用の事情説明のため、東祖谷から出稼ぎにきている若者が、当村から4里山奥に居るので呼び寄せ中である」(No.36)。「国民軍籍徴用」とは徴兵のことだろう。明治6年(1873)に徴兵令が、明治15年(1882)には軍人勅諭が出された。戸籍を元に徴兵制度による国民皆兵が東祖谷の山村にまで貫徹していく様子がみてとれる。

3) 税徴収に関すること

(1) 「東祖谷山内にある半田口山所有の山林地

税の追徴及び上納について、惣代が迅速に徴収すべきところ遷延になっている。近日、郡役所に集会の際、地税明細を持ち寄り、決算したい」(No.3)と半田口山村からの書簡に対し「徴税切符を人別に配布する見込みはないので決算できない。大至急、惣代1名を当方へ来させ、諸税金・懸^かかり金・改正費等を区長・地主惣代立ち会いうえで決算し納済するようにしたい」(No.5)。これは明治16年1月のやりとりだが、さらに同年9月、半田口山戸長より東祖谷山村へ書簡が送られている。「東祖谷山村にある当村受山の諸税収納は、直ちに惣代を呼び協議させたところ、当山林はたいへん収益が少ないのですぐにでも売却する話がある」(No.35)となり山林地税の話は沙汰済みとなっている。

(2)「当村字落合名に西祖谷山村が持っている山林の地租金及び諸賦課金の徴収は、山林地主代委員を置くことを通知したにもかかわらずまだ処理されず、毎回こちらが立て替えている。昨年12月の山林未納税も手元で繰り替えている。今回も少額とはいえ地方連合等の収納があり、落合名から苦情が出ている。当村は東西7～8里、南北6～7里と広遠で、個々に切符を配り各個人から納めさせることはできない。そこで、各字ごとに伍長(副戸長)を置き、伍長まで切符を配達し、字内をとりまとめて村役所に納めることにしてもらいたい」。(No.6)。

(3)「当村字落合にある三好郡西ノ庄村組合四ヶ村の山林税と諸賦課金を正規の規定通り、当村内に代理人を置くよう照会があったが、いまだ実施されず困っている。至急代理人を置くように取りはからってもらいたい。当村は広遠なので伍長の手元にいったんとりまとめて、当役所へ伍長が持参するという臨機応変の取り計らいで納めたい」(No.32)。

(4)「地籍編成のため郡界実測をするので立会人を出してくれ」という海部郡北川村他3カ村戸長とのやりとり(No.38・No.39)。

明治6年(1873)に地租改正条例が公布され、明治13年(1880)に耕地・宅地が、明治15年(1882)

には山林原野の改正が完了した。明治16年(1883)は全国的に山林原野の地租改正が完了した翌年にあたる。東祖谷山村内に周辺他村が請け負っている山林地租税の徴収方法については、村域が広大なため税徴収切符を各個人へ配布するのではなく、各字の伍長へまとめて配布し、伍長が字ごとに取りまとめて収納するという形式としたことがわかる。また、山間の村々で山が持ち合いになっており、徴税に苦勞している様子も読み取れる。

地租ではないが、次の2件も興味深い。「旧大区区長が預かっていた日課銭催促の件で、関係者2名が昨年、郡役所に出頭・陳述後、西祖谷山村議員中へ示談に及んだ。村会で、もう一度総代を出して郡役所へ催促をしようと議決された。西祖谷山村から議員1名を定日までに脇町へ出頭させることに決まった。しかるべき人物を選し、定日夜までに脇町へ出頭するよう触れを出してもらいたい」(No.1)。日課銭は戸懸り日課ともいい、今の住民税の一種で、教育・警邏^{けいろ}等の費用にあてられた。学資金徴収について1月20日付で郡書記から東・西祖谷山村戸長宛に「旧区長引き継ぎから数年が過ぎ、人数も変化、不納者が数十人あり、すぐに徴収できない。2月末頃までの結果をみた上にしたい。惣代を本日帰村させるので、当時の事情を聞き取ってもらいたい」(No.8)とある。明治12年(1879)、大小区制が廃止され、郡区町村制となったが、東祖谷山村では旧区長から村の戸長への日課銭や学資金の引き継ぎ事務がスムーズにいていかなかったようだ。日課銭と学資金の徴収について混乱していた状況がうかがえる。

以上、戸籍の整備面、山林地租徴収等についてみた。往復書簡にはこのほかに地所名居願^{なずえ}の調印での取り調べ依頼、戸長会日程連絡、地質調査のため来県し入村する農商務省ドクトルのための人夫役差し出し、四国巡拝中に痛足を患った者へ親戚からの為替送金連絡等、明治期に入ってから山奥の山村の様子がうかがわれる。最後に本史料の読解に懇切丁寧なご教示をいただいた高田豊輝氏に深謝したい。

(大柴せつ子)

表2 明治十六年一月 各町村役所往復編輯 諸務書類永久 東祖谷山村役處 件名表

| No. | 表題等 | 日付 | 作成者 | 宛名 | 形態 |
|-----|---|-------|-----------------------------------|-------------------------|----|
| 1 | 旧大区々長の日課銭引き継ぎ | 1月5日 | 郵役所 | 東祖谷山村役所 | 縦帳 |
| 2 | 旧棟付帳記載人物子孫について調査確認 | 1月11日 | 東祖谷山村役所 | 西祖谷山村役所 | |
| 3 | 当村内の半田口山村所有山林地税追徴・上納方法 | 1月10日 | 美馬郡半田口山村役所 | 同郡東祖谷山村 戸長 | |
| 4 | 昨年十二月御示談についての引直し | 1月17日 | 喜多敏太郎 | 喜多勇 | |
| 5 | 税切符を人別に送達しないので惣代を当方へ来させて、諸税金・懸り金・改正費等を決算(No.3の返信) | 1月26日 | 喜多敏太郎 | 半田口山村 戸長 木邨佐吉 | |
| 6 | 山林地租税及び諸賦課金徴収方法 | 1月26日 | 喜多敏太郎 | 喜多勇 | |
| 7 | No.5の書簡に対する回答 | 1月26日 | 美馬郡半田口山村 戸長代理 用係 本田衛一 | 喜多敏太郎 | |
| 8 | 学資金徴収の件 | 1月20日 | 長尾書記 | 喜多敏太郎・喜多勇 | |
| 9 | 戸籍統計表の用紙について | 1月29日 | 喜多敏太郎 | 喜多勇 | |
| 10 | 戸籍統計表用紙及び学事の照会に対する回答 | 1月29日 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 西祖谷山村 戸長 喜多勇 | |
| 11 | 出席者少数のため定例会延期通知 | 3月6日 | 美馬郡脇町 戸長 井出虎介 | 東祖谷山村 戸長 | |
| 12 | 養子送籍証の割印欠落につき返却の件 | 3月19日 | 美馬郡一字口山村 戸長 折目傳吉代理 筆生 岡田常太郎 | 同郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |
| 13 | 前件につき割印済のうえ送籍について | 3月23日 | 東祖谷山村役所 | 美馬郡一字口山村 戸長 折目傳吉 | |
| 14 | 雑種遊芸鑑札ゴマ廻し主芸者の届出 | 3月24日 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 祖谷分署 由岐昇平 | |
| 15 | 明治15年過半期郡中協議費徴収について | 3月17日 | 麻植郡木屋平村役所 | 東祖谷山村役所 | |
| 16 | 地方税追徴切符を本人へ配布する件について依頼 | 4月3日 | 麻植郡木屋平村役所 | 東祖谷山村役所 | |
| 17 | 帰省願の送達書 | 4月16日 | 西祖谷山村役所 | 東祖谷山村役所 | |
| 18 | 諸営業帳簿検査時、商い物帳簿取り落としについて | 5月4日 | 西祖谷山村 戸長 喜多勇 | 東祖谷山村役所 | |
| 19 | 戸長定会延期通知 | 5月1日 | 会長 井出虎助 | 東祖谷山村 戸長 | |
| 20 | 戸長定会の再延期通知 | | 宮戸長 井出虎助 | 東祖谷山村 戸長 | |
| 21 | 諸営業帳簿検査時、商い物帳簿取り残しの受け取り | | | | |
| 22 | 県会議員名刺一卷、誤って到着につき回送の件 | 5月28日 | 東祖谷山村役所 | 西祖谷山村 戸長 | |
| 23 | 四国神社巡拝中罹病者へ親戚より為替送付 | | | | |
| 24 | 養子離退者の復籍につき承諾の示談依頼 | 6月16日 | 美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 高知県香美郡芳野村 戸長 愛谷照蔵 | |
| 25 | No.24の養子返籍不服申し立て | 6月16日 | 東祖谷村菅生名40番地 西初太 | 戸長 喜多敏太郎 | |
| 26 | 腹痛につき戸長会欠席の連絡 | 7月2日 | 美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 美馬郡脇町 戸長会長 井出虎助 | |
| 27 | 戸長定会延期通知 | 7月3日 | 美馬郡脇町 戸長 井出虎助 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |
| 28 | 養子送籍証に氏神寺の記載落ち | | | | |
| 29 | 当村内地所所有者上納切符の配布方について | 7月26日 | 麻植郡木屋平村役所 | 美馬郡東祖谷山村役所 | |
| 30 | 町村会事件を示談にした村会議案の処理方法 | 8月21日 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 西祖谷山村 戸長 喜多勇 | |
| 31 | 半田口山村地方税切符 | 8月20日 | 納人 中岡嘉代蔵 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 切符 |
| 32 | 落合における組合四ヶ村所有山林税金並びに諸課賦金の代理人をおきたい旨 | 8月22日 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 三好郡西ノ庄村 戸長 | |
| 33 | 郡役所出頭の達書回送 | 8月28日 | 西祖谷山村 戸長 喜多勇 | 東祖谷山村役所 | |
| 34 | 無届けのまま他村で木地挽をしている者の召還 | 8月30日 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 徳島県美馬郡一字奥山村 戸長 | |
| 35 | 当村請け山諸税収納方代理人をおく件 | 9月2日 | 半田口山村 戸長 大久保亀吉 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |

| No. | 表題等 | 日付 | 作成者 | 宛名 | 形態 |
|-----|---|--------|---|--------------------------|----|
| 36 | 国民軍籍徴用者の他村稼業につき出頭呼び寄せの連絡 | 9月30日 | 高知県土佐国安芸郡野根村 戸長 川村貞夫 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |
| 37 | 農商務省ドクトルノーマン氏県下地質調査のため来村の巡回日程と宿泊・人夫役の詳細 | 9月27日 | 麻植郡木屋平村出張先 本県勸業課 秋部萬 | 美馬郡東祖谷山村 戸長 | |
| 38 | 地籍編制着手につき郡界実測立ち会い依頼 | 9月28日 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎代理 用係 井藤盛三郎 | 徳島県海部郡北川村外3ヶ村 戸長 岡田仁平 | |
| 39 | No.41への回答 | 9月23日 | 徳島県海部郡北宇(川カ)外 三ヶ村戸長 岡田仁平 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 | |
| 40 | 村会議案伺いにつき役所へ出頭のこと | 10月24日 | 喜多敏太郎 | 西祖谷山村 用係 善徳米助 | |
| 41 | 圓福寺へ別紙上納切符下付の件 | 10月18日 | 麻植郡木屋平村役所 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |
| 42 | 11月5日戸長集会定日につき出頭通知 | 10月30日 | 戸長集会 長井出虎助 | 東祖谷山村 戸長 | |
| 43 | 他村男性へ同居転籍届出女性の送籍問合わせ | 11月14日 | 美馬郡一字奥山村 戸長 西岡健吉 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 | |
| 44 | No.45の問合わせについての回答 | | 美馬郡東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 美馬郡一字奥山村 戸長 | |
| 45 | 他村より嫁入女性送籍証割り印欠落につき返却連絡 | | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 西祖谷山村 戸長 喜多勇 | |
| 46 | 前記不備書類、割印のうえ回送の連絡 | 11月28日 | 西祖谷山村 戸長代理 用係 徳善米助 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | |
| 47 | 高知県男性へ内約で嫁いでいる女性の送籍手続依頼 | 11月22日 | 高知県香美郡徳岡村 戸長 十市功 | 徳島県阿波国東祖谷山落合村 戸長 | |
| 48 | 郡税収入出頭に飛脚をもって収入する旨の通知 | 12月12日 | 徳善米助 | 喜多敏太郎 | |
| 49 | たばこ営業人帳簿調理方の雛形帳簿照会・謄写済みにつき回送の件 | 12月13日 | 西祖谷山村 用係 徳善米助 徳島県美馬郡東端山村 戸長 武田浦太郎 | 徳島県美馬郡東祖谷山村 戸長 | |
| 50 | 地所名居願調印取り調べと、番地・族籍記載依頼 | 12月11日 | 美馬郡東端山村役所 | 同郡東祖谷山 戸長 | |
| 51 | 美馬郡書記の書面忘れ物を岩倉村へ送致の件 | 12月29日 | 東祖谷山村 戸長 喜多敏太郎 | 岩倉村 戸長 | |
| 52 | 他村からの寄留者の帰村届出の件 | 12月29日 | 東祖谷山村役所 | 三好郡井ノ内谷村役所 | |

(備考：No.47・48の年代の箇所の空欄は史料に年代記載なし。No.23・28の空欄については史料撮影漏れのことも考えられる。)

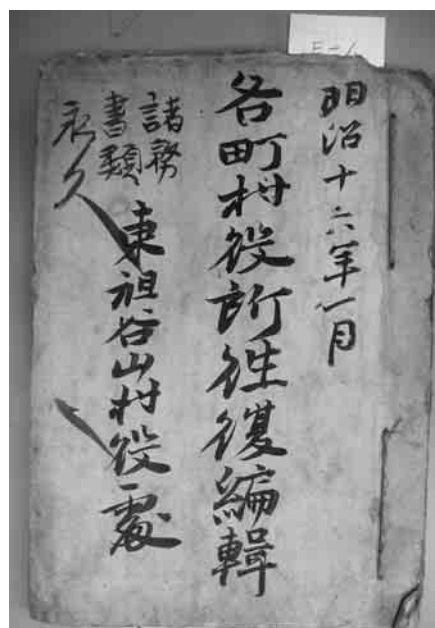


写真7 明治16年(1883)1月 各町村役所往復編輯